

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人松伏町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、理事会及び監査のほか、役員の職務として出席する会議等について、その都度の日額とする。
- 4 役員には、報酬及び費用のほかは支給しない。
- 5 常勤役員が、センターの使用人を兼ねる場合は、職員給与規程に定める給与及び旅費規則に定める旅費のほかは支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表2に定める金額とする。なお、別表2の第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、第1号を適用するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月10日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、次のとおり支払うものとする。
 - (1) 4月から9月まで出席の日額合計を10月末日までに支払う。
 - (2) 10月から翌年3月まで出席の日額合計を翌年4月末日までに支払う。

(費用)

第6条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の額は、別表3に定める。

(報酬等及び費用の支給方法)

第7条 報酬等は、本人名義のセンター指定の金融機関口座に振り込むものとする。

2 費用は、出金伝票に記入し、経理担当者の確認印を受けたのち支給する。

3 報酬等及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月20日から施行する。

この規程は、令和2年11月25日から施行する。

この規程は、令和4年3月22日から施行する。

この規程は、令和4年6月17日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬の額（第4条第1項関係）

(1) 理事長	60万円までの範囲内（年額）
(2) 副理事長	12万円までの範囲内（年額）
(3) 専務理事	職員給与規程に定める

別表2 非常勤役員の報酬の額（第4条第2項関係）

(1) 理事会及び監査	2,000円（日額）
(2) その他役員の職務として出席するもの	2,000円（日額）

別表3 費用の額（第6条第2項関係）

(1) 役員の出張等に係る費用	旅費規則に定める額
(2) その他	実費相当額